

漁業協同組合等の信用事業に関する命令（平成五年<sup>大</sup>蔵<sup>水</sup>産<sup>省</sup>令<sup>第</sup>二<sup>号</sup>）

改正案	現行
<p>（員外利用の範囲）</p> <p>第三条 水産業協同組合法（以下「法」という。）<u>第十一</u>条第七項、<u>第八十七</u>条第九項、<u>第九十三</u>条第六項及び<u>第九十七</u>条第七項の主務省令で定める債務の保証又は手形の引受けは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2 法<u>第十一</u>条第七項、<u>第八十七</u>条第九項、<u>第九十三</u>条第六項及び<u>第九十七</u>条第七項の主務省令で定める有価証券の貸付けは、農林中央金庫その他農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者に対する有価証券の貸付けとする。</p> <p>（銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け）</p> <p>第四条 法<u>第十一</u>条第九項第四号及び<u>第九十三</u>条第八項第四号に掲げる銀行その他の金融機関に対する資金の貸付けについては、次に掲げる者に対して行うものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>2 法<u>第八十七</u>条第十一項第四号及び<u>第九十七</u>条第九項第四号に掲げ</p>	<p>（員外利用の範囲）</p> <p>第三条 水産業協同組合法（以下「法」という。）<u>第十一</u>条第六項、<u>第八十七</u>条第八項、<u>第九十三</u>条第五項及び<u>第九十七</u>条第六項の主務省令で定める債務の保証又は手形の引受けは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2 法<u>第十一</u>条第六項、<u>第八十七</u>条第八項、<u>第九十三</u>条第五項及び<u>第九十七</u>条第六項の主務省令で定める有価証券の貸付けは、農林中央金庫その他農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者に対する有価証券の貸付けとする。</p> <p>（銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け）</p> <p>第四条 法<u>第十一</u>条第八項第四号及び<u>第九十三</u>条第七項第四号に掲げる銀行その他の金融機関に対する資金の貸付けについては、次に掲げる者に対して行うものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>2 法<u>第八十七</u>条第十項第四号及び<u>第九十七</u>条第八項第四号に掲げる</p>

る銀行その他の金融機関に対する資金の貸付けについては、次に掲げる者に対して行うものとする。

一～六 (略)

(決算書類の提供)

第四十一条 決算書類を作成した理事は、全国連合会（法第八十七条第八項に規定する全国連合会をいう。以下同じ。）に対して決算書類を提供しようとするときは、監事に対しても決算書類を提供しなければならない。

銀行その他の金融機関に対する資金の貸付けについては、次に掲げる者に対して行うものとする。

一～六 (略)

(決算書類の提供)

第四十一条 決算書類を作成した理事は、全国連合会（法第八十七条第七項に規定する全国連合会をいう。以下同じ。）に対して決算書類を提供しようとするときは、監事に対しても決算書類を提供しなければならない。

農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令（平成十四年内閣府令第一号）  
農林水産省

改正案	現行
<p>（保有の制限から除かれる株式）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項第二号に規定する「元本補てん等契約」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）<u>第六条</u>に規定する契約をいう。</p>	<p>（保有の制限から除かれる株式）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項第二号に規定する「元本補てん等契約」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）<u>第五条ノ四</u>に規定する契約をいう。</p>